

第5章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 庁内推進体制

DV防止や被害者支援に係る施策を庁内関係部署が連携して進め、計画の推進を図るため、関係課職員を構成員とする「配偶者等からの暴力被害者支援庁内連絡会議」を開催します。

(2) 関係機関・団体との連携

DV防止と被害者支援の施策は、児童虐待防止と合わせて、継続的・総合的に取り組むことが必要であり、関係機関・団体を構成メンバーとする「旭川市子ども・女性支援ネットワーク実務者会議」において、計画の進捗状況を報告し、その意見を踏まえながら計画の推進を図ります。